

『東京都立墨田工科高等学校学友会（同窓会）』会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「東京都立墨田工科高等学校学友会（同窓会）」(略称 学友会) という。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の交流を深め、会員並びに母校の発展を通じて社会に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、東京都江東区森下五丁目1番7号「東京都立墨田工科高等学校」内におく。

第2章 活 動

(活 動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため以下の活動を行う。

- (1) 会報の発行、会員名簿の整備と管理
- (2) 母校の後援
- (3) その他必要と認められる事項

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 府立職工学校付属工業補修夜学校、府立実科工業、第二本科、第三本科・青年学校、都立墨田工業高等学校定時制及び都立墨田工科高等学校定時制を卒業した者、または在学した者で学友会に入会申込書を提出し受理された者
 - (2) 特別会員 都立墨田工科高等学校定時制現教職員及び旧墨田工業高等学校定時制教職員
 - (3) 名誉会員 運営理事会の推薦により評議員会で承認された者
- 2 会員は連絡先住所及び勤務先などを変更した場合は事務局に連絡するものとする。なお、本会は個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関連する規則を遵守する。

第4章 役 員

(種 別)

第6条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 運営理事 50名以内とし次の役職をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名以内
幹 事 長	1名
副幹事長	2名以内
会 計	2名
監 事	2名
- (2) 評議員（クラス幹事） 各クラス4名以内とする。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 評議員（クラス幹事）は、各年次のクラスごとに選任する。
- (2) 運営理事は評議員の中から評議員会が互選する。
- (3) 運営理事の役職者は、運営理事会が互選し、評議員会の承認を得る。ただし、任期の途中で欠員が生じた場合の補充は、運営理事会の決定によることができる。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
 - (3) 幹事長は、会長の指示を受け運営理事会及び評議員会の会務を処理する。
 - (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時はその代理を務める。
 - (5) 会計は、本会の会計を処理する。
 - (6) 監事は、本会の運営を監査する。
 - (7) 運営理事は本会の会務を補佐する。
 - (8) 評議員は評議員会の会務を処理する。
- (任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(名誉会長などの選任)

第10条 本会は、評議員会の承認を得て名誉会長、顧問をおくことができる。

第5章 会議及び役割

(総会)

第11条 総会は会員をもって構成し、会員及び理事会又は評議員会の発議により会長が招集する。

- 2 総会は不定期開催のため、会の運営上必要な事項の決定を評議員会に委任する。
ただし、総会において確認又は決定した事項は評議員会の決定に優先する。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 名誉会員、特別会員は議決には加わらない。

(評議員会)

第12条 評議員会は、評議員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 評議員会は、総会の委任に基づき「学友会」の運営に関し、理事会が処理した事項を承認し、又は必要な事項を決定する。

(運営理事会)

第13条 運営理事会は、運営理事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 運営理事会は、「学友会」の運営に関する以下の事項を処理する。
 - (1) 会則等改正
 - (2) 役員を選任
 - (3) 各年度の運営計画及び予算計画
 - (4) 各年度の活動報告
 - (5) その他会の運営に必要な事項

第6章 会計

(経費の支弁)

第14条 本会の活動に要する費用は、入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 本会の会費は以下とする。

入会金 5,000円

(予算、決算)

第16条 本会の収支予算は、評議員会の議決を経て定め、その収支決算は監事の監査を経て評議員会の承認を受け、学友会会報（アラムナイ）等にて会員に報告しなければならない。

- 2 本会の会計年度は9月1日より翌年8月31日までとする。

第7章 付則

第17条 本会の運営に際し、本会則に規定のない事項は運営理事会の決定により処理することができる。

第18条 この会則は令和5年4月1日に遡及して施行する。

- 2 平成18年10月22日改正した会則は廃止する。